

豊田市地域集会施設耐震診断等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、地域集会施設に係る耐震診断及び耐震設計に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域集会施設」とは、自治区が所有する集会施設のうち、昭和56年5月31日以前に着工されたものをいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、地域集会施設に係る耐震診断及び耐震設計（以下「耐震診断等」という。）に要する費用の一部を補助することにより、耐震改修の促進を図り、もって安全・安心な自治区活動に資することを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、地域集会施設に係る耐震診断等を行う自治区とする。

(補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う地域集会施設の耐震診断等とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げる全ての費用とする。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に10分の8を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は100万円を限度とする。ただし、過去にこの要綱に基づく補助金を受けた地域集会施設については、100万円からその補助金額を除いた額を限度とする。

(端数処理)

第8条 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第9条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、地域集会施設耐震診断等補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 見積書の写し

(2) 地域集会施設の位置図、平面図及び立面図

(申請等の特例)

第10条 補助事業者は次の各号に掲げる申請等については、電子情報処理組織

（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその
の事務等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情
報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

（１）前条に規定する交付申請

（２）第１２条第１項に規定する変更等承認申請

（３）第１４条に規定する実績報告

２ 前項の規定により同項各号の申請等がなされたときは、当該電子的記録は当
該書類とみなす。

（交付の決定）

第１１条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その
内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交
付の決定をし、地域集会施設耐震診断等補助金交付決定通知書（様式第２号）
により、補助事業者に通知するものとする。

２ 前項の通知は、交付申請書の提出があった日から起算して３０日以内に行わ
なければならないものとする。

（計画の変更）

第１２条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の
計画変更（廃止を含む。）をする場合は、直ちに地域集会施設耐震診断等計画
変更承認申請書（様式第３号。以下「承認申請書」という。）を市長に提出し、
その承認を受けなければならない。

２ 承認申請書には、必要に応じて第９条各号に掲げる書類を添付するものとす
る。

３ 市長は、承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適当と認めた時
は、前条第１項の規定による決定を変更することができる。

（変更決定通知）

第１３条 市長は、前条第３項の規定により当該補助金の交付の決定を変更した
ときは、地域集会施設耐震診断等補助金変更決定通知書（様式第４号）により、
補助事業者に通知するものとする。

２ 第１０条第２項の規定は、前条の通知について準用する。この場合において、
第１０条第２項中「交付申請書」とあるのは「承認申請書」と読み替えるもの
とする。

（実績報告）

第１４条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了等の日から起算して
３０日を経過した日又は翌年度の４月１０日のいずれか早い期日までに、地域
集会施設耐震診断等補助金実績報告書（様式第５号。以下「実績報告書」とい
う。）により、市長に報告しなければならない。

２ 前項の場合において、報告の内容が補助事業の完了である時は、実績報告書
に次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）業者の領収書の写し

- (2) 専門機関の判定及び評定した報告書の写し（非木造構造の場合）
- (3) 耐震診断報告書又は耐震診断報告書及び補強設計書の写し（木造構造の場合）

- (4) 地域集会施設の立面図、各階平面図、各伏図及び軸組図

（額の確定及び交付）

第15条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を精査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、地域集会施設耐震診断等補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知した後に、請求に基づき当該額を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (2) 補助事業を廃止したとき。
- (3) 補助事業に関する申請、報告等について不正な行為があったとき。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

沿革 平成18年4月1日施行
平成19年4月1日施行
平成22年4月1日施行
平成23年4月1日改正施行
平成27年4月1日改正施行
平成28年4月1日改正施行
平成29年4月1日改正施行
平成30年4月1日改正施行
平成31年4月1日改正施行
令和3年1月1日改正施行
令和5年4月1日改正施行

令和 7 年 4 月 1 日改正施行

別表第 1 (第 6 条関係)

補助金交付の対象となる経費

構造	対 象 経 費	耐震設計時の評価基準
木造	① 耐震診断費用 「木造住宅の耐震診断と補強方法－木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）－」（国土交通省住宅局建築指導課監修）、または「一般診断法による診断の実務」（財団法人日本建築防災協会発行）による診断結果報告書作成費用。 ② 補強設計費用 上記①の補強方法に基づく補強改修設計のための図面・設計書作成費用	診断結果の上部構造評価点（総合判定）が「一応倒壊しない（1.0 以上～1.5 未満）」以上の評価となること。
非木造（鉄筋・鉄骨等）	① 日本建築防災協会の耐震診断基準に基づく耐震診断及び耐震改修計画にかかる費用。 ② 上記①の耐震診断及び耐震改修計画の内容の妥当性について、専門機関が行った判定及び評価にかかる費用。 ※専門機関…行政庁の審査機関として位置付けられている公益法人または構成員の過半数が大学教授等の建築構造専門家である審査委員会等を設置している公益法人等。	耐震診断の基準（I s 値）を 0.6 以上とすること。

様式第 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

豊田市長 様

（取扱い： ）

（申請者）所在地

自治区名

自治区長名

年度 地域集会施設耐震診断等補助金交付申請書

年度において地域集会施設に係る耐震診断等を実施したいので、豊田市補助金等交付規則第 4 条の規定により申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 , 0 0 0 円

2 補助事業の目的

.....

.....

.....

(裏面へ続く)

(裏)

3 収入予算書

(1) 収入の部

単位：円

科 目	金 額	備 考
豊田市補助金	, 0 0 0	
自治区負担金		
その他収入		
合 計		

(2) 支出の部

単位：円

科 目	金 額	備 考
合 計		

4 事業計画書

施 設 名	
所 在 地	豊田市
構 造	☐ 木造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ その他 ()
規 模 等	建築延床面積 m ² 、 階建て
着工年月日	昭和 年 月 日
補助事業の種類	☐ 耐震診断のみ ☐ 耐震診断及び耐震設計
事業の実施期間	年 月 ～ 年 月

記入上の注意 ・ ☐ のところは、該当するものにレ印を付してください。
 ・ 着工年月日は、地域集会施設を建築した際の着工年月日を記入してください。

5 添付書類

(1) 見積書の写し

(2) 地域集会施設の位置図、平面図及び立面図

自治区名
自治区長名 様

年度 地域集会施設耐震診断等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度地域集会施設耐震診断等補助金補助金について、豊田市補助金等交付規則第 5 条の規定により次のとおり交付することを決定しましたので、通知します。

年 月 日

豊田市長 印

記

補助金の額		金 , 0 0 0 円
対象となる補助事業		
地域集会施設	施設名	
	所在地	
	規模等	

- 注意 1 決定の内容につきましては、添付の査定書を参照してください。
- 2 補助事業の計画を変更（廃止を含む。）する場合は、直ちに市長の承認を受けてください。
- 3 この補助金は、地域集会施設に係る耐震診断等に対するものであり、用途等が不適当であると認めたときは、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

査 定 書

1 対象事業費の内訳

単位：円

業者名・診断内容等	総事業費	対象外 事業費	対象事業費
合 計	(A)		(B)

2 対象外事業費の内訳

3 補助金額の算出

(B) × 0.8	円
補 助 限 度 額	円
補 助 額	円

様式第3号（第12条関係）

年 月 日

豊田市長 様

（取扱い： ）

（申請者）所在地

自治区名

自治区長名

年度 地域集会施設耐震診断等計画変更承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のありました地域集会施設耐震診断等補助金について、下記のとおり計画を ☐変更（☐廃止）したいので、豊田市補助金等交付規則第8条の規定により承認されたく、申請します。

記

1	補助金交付申請額	（変更等前）	金	,	000	円
		（変更等後）	金	,	000	円

2 変更等の理由

記入上の注意 ☐のところは、該当するものにレ印を付してください。

（裏面に続く）

(裏)

3 変更収支予算書

(1) 収入の部

単位：円

科 目	変更前①	変更後②	増減②－①
豊田市補助金			
自治区負担金			
その他収入			

(2) 支出の部

単位：円

科 目	変更前①	変更後②	増減②－①
合 計			

4 申請に係る地域集会施設の概要等（変更項目がある場合のみ記入）

施 設 名	
所 在 地	豊田市
構 造	☐ 木造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ その他（ ）
規 模 等	建築延べ床面積 m ² 、 階建て
着工年月日	昭和 年 月 日
補助事業の種類	☐ 耐震診断のみ ☐ 耐震診断及び耐震設計
事業の実施期間	年 月 ～ 年 月

記入上の注意 ・ ☐ のところは、該当するものにレ印を付してください。
 ・ 着工年月日は、地域集会施設を建築した際の着工年月日を記入してください。

添付書類

- 1 見積書の写し(変更した項目が分かるもの)
- 2 地域集会施設の位置図、平面図及び立面図

自治区名
自治区長名 様

年度 地域集会施設耐震診断等計画変更決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度地域集会施設耐震診断等補助金の計画変更について、下記のとおり承認しましたので、豊田市補助金等交付規則第9条の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長 印

記

- 1 変更決定額
- (変更等前) 金 , 0 0 0 円
- (変更等後) 金 , 0 0 0 円

2 変更等の内容

区 分	変 更 前	変 更 後
補助対象事業費		
補 助 金 額		

- 注意 1 補助事業の計画を再度変更（廃止を含む。）する場合は、直ちに市長の承認を受けてください。
- 2 この補助金は、地域集会施設に係る耐震診断等に対するものであり、使途等が不適当であると認めるときは、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

年 月 日

豊田市長 様

（取扱い： ）

（報告者）所在地

自治区名

自治区長名

年度 地域集会施設耐震診断等補助金実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で ☐ 交付決定（ ☐ 変更決定 ）
を受けました地域集会施設耐震診断等補助金に係る補助事業を完了しましたので、豊田市補助金等交付規則第 1 0 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の効果

（裏面へ続く）

(裏)

2 収支決算書

(1) 収入の部

単位：円

科 目	金 額	備 考
豊田市補助金	, 0 0 0	
自治区負担金		
その他収入		
合 計		

(2) 支出の部

単位：円

科 目	金 額	備 考
合 計		

3 申請に係る地域集会施設の概要等

施 設 名	
所 在 地	豊田市
構 造	☐ 木造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ その他 ()
規 模 等	建築延べ床面積 m ² 、 階建て
着工年月日	昭和 年 月 日
補助事業の種類	☐ 耐震診断のみ ☐ 耐震診断及び耐震設計
完了年月日	年 月 日

記入上の注意 ・ ☐ のところは、該当するものにレ印を付してください。
 ・ 着工年月日は、地域集会施設を建築した際の着工年月日を記入してください。

4 添付書類

- (1) 業者の領収書
- (2) 専門機関の審査した報告書の写し（非木造構造の場合）
- (3) 耐震診断報告書又は耐震診断報告書及び補強設計書の写し（木造構造の場合）
- (4) 地域集会施設の立面図、各階平面図、各伏図及び軸組図

（申請者）自治区名
自治区長名 様

年度 地域集会施設耐震診断等補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度 地域集会施設耐震診断等補助金につきまして、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、豊田市補助金等交付規則第 1 1 条の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長 印

補 助 金 の 額	金 , 0 0 0 円
対 象 施 設 名	
対象となる事業	